

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期第1回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども・若者課
開催日時		令和8年7月24日（金） 15時00分～17時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 507・508会議室
議 題		1 開 会 2 区長挨拶 3 委嘱状交付及び委員紹介 4 会長・副会長の選任 5 諮問 6 議 事 (1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて (2) 子どもの権利に関連する区の実践について (3) 第5期豊島区子どもの権利委員会の取組について (4) 子ども・若者関係審議会の見直しについて (5) 「としま子ども会議」について 7 閉 会
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数0人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	半田 勝久、藪長 千乃、在間 昌子、佐藤 妙子、渡部 貴美子、 八尋 崇、岡 将太、渡辺 晴美、山本 貢
	そ の 他	子ども家庭部長、教育部長（代理）、子ども若者課長、 子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長、 保育支援担当課長、庶務課長、指導課長、放課後対策課長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

審 議 経 過

No. 1

1 開 会

2 区長挨拶

3 委嘱状交付及び委員紹介

4 会長・副会長の選任

5 諮問

6 議 事

(1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて

(2) 子どもの権利に関連する区の実施について

(3) 第5期豊島区子どもの権利委員会の実施について

- ・今回、子どもの権利委員会が評価・検証を行うための考え方を整理することだが、資料8にある6つの評価検証項目で行うということで決定か。条例にある7つの大切な権利が保障されているかということも検証に当たり検討が必要ではないか。

→6つの評価検証項目については、子どもの権利保障についても考え整理されていると考えている。一方で、改めて検証の考え方や対象事業を整理する中で、項目についても再度ご審議いただき、実施につなげていきたいと考えている(事務局)。

(4) 子ども・若者関係審議会の見直しについて

(5) 「としま子ども会議」について

□ 各委員よりご感想・ご意見

- ・各所管課みなさま本当に大変だったと思います、ありがとうございます。去年から子どもたちに対して子どもの権利について毎回話をしながら、子どもの意見を聴きながら学校運営を進めてきましたが、どうもしっくりいかないのはなぜかというと、ベクトルが全部大人から子どもに向かっているからだと思います。サービスも全部役所から区民に対してです。だから、子どもからの話し合いのベクトルを教員も含め受けたことがないのでわからない。

それを試行錯誤して今ようやく校長室に子どもが各グループでやってきて、やりたいことを持ってくるようになりました。今年は防災について、助けられる側じゃなくて助ける側だよという話をしたところ、子どもたちが防災イベントをやりたいですと持ってきて、それが現在進行形で進んでいます。今は各クラスの精鋭部隊を集めて、腕章つけて役所の防災課へ行って、普通だったらメモ取ってという見学になってしまうけれどそれだけはすると話したら防災課の人たちを何かイベントと一緒にやりたいという提案をしてみました。それで防災課の人たちもそれに応じてくれて、色々アドバイスをしてくれて、今度池袋消防署、地域消防団、学校でコラボして3月に防災フェスを開催する予定です。まだ全然決まってないですが、子ど

もたちが全部企画運営をやってやろうというのを考えた時に 137 ページにある防災事業や地域防災に繋がっていく。つまり、逆向きのベクトルで探していかないと評価というのは難しいなというのは実体験から思っているところです。

では、それがどこに当てはまるかはやってみないとわからないところなのですが、このように子どもたちが自ら動き始めたというのは言ってきた甲斐があったかなと思っています。それだけではなくて、今度 9 月に花火大会もやる予定で、それも今子どもたちが一生懸命練習していますが、そうやって事業別だけでなく、取り組みが広がっていくという様子をみていただくのもいいのかなと思います。というのも、あまり事業という枠に固執してしまうのもよくないのではないかなと思うのです。例えば、児童相談所や子ども家庭部の職員の皆様は権利のことで仕事されているから当然のことで、それが職務なのに評価って何なのって話になると思うのです。それを子どもたち側からどう見ているかが大切なことで、今学校では保護者会で児童相談所って虐待相談の場所なんじゃなくて、本来は、養育相談といって困りごとがあったときはいつでも手を差し伸べてくれる場所だと一生懸命に伝えていても、なかなか保護者の理解につながらないと感じている。大人に向けて啓発していくとともに子どもの動きをしっかりとみていかないといけないと思います。

- ・ 子どもが声を出したことが叶うという経験を積ませること、本校は校帽や体操服を変えました。子どもが白くなるのは格好が悪いから白くならない帽子が欲しいと言ってきたり、冬は半袖半ズボンの体操着だと寒いから長袖が欲しいと言ってきたりしたからです。じゃあ、どういうのがいいとか、高いと買えないんじゃないとか、子どもたちなりに考えた提案書を校長室にもってきてくれました。自分たちが声を上げて一生懸命検討したら、それを大人にきいてもらえて、真面目に考えてもらえるという経験や、少しだけでも身近なことで行事が変わるなどの経験を小学校でできることが、意見を言ってもいいんだとか、中学校につながればと思い、進めています。また、本校は、子どもの権利擁護委員の嵯峨先生に毎年来ていただいて 1 年生から「権利ってなあに」という授業を積み重ねて行っています。5 年生で区は全部行うのですけれども、1 年生の頃から 7 つがあると簡単な言葉で、それを 1 年生、2 年生、3 年生と積んでいくのでそうすると全学年 6 年間かかればできるかなと、小さいうちからそういった知る機会があることを小学校は積み重ねていく、そして中学校になったら消防団があるなど区の方の施策になるのかと思いました。
- ・ 民生委員の会長から「子どもの権利かるた」というのをご紹介いただいたことをきっかけに、民生委員の協議会の時に私の所属の班の懇親会を兼ねて昨年やってみました。区民ひろばのようなところでお食事をしたあとに権利かるたをやったんですけれども、とっても内容もマンガ付きで素晴らしいもので、それを各班でやれたらいいねと会長ともお話をしました。参加した委員はとってもみなさん喜んで、「子どもの権利というのはこういうことなんだね」と遊びながら一緒に学ばせていただいたという、「もっともっと学校でもやったらいいね」というとても素晴らしいかるたでございました。

- 東京都の権利擁護事業の中で一昨年から擁護施設等で措置されているお子さんのために申立て制度というものがスタートしました。それは、そのお子さんが置かれている環境に対して、たとえばこの施設にいたくないとかそういったことを子どもが声をあげられて、それを児童福祉審議会のほうに申立てをする、そこで審議をしていただくという制度ですけれども、これまでに3件目が発生していて、子どもたちがSOSを出していいんだということを少しずつ学んでくれているということを実感しているところです。「申立てをしてもきっと何も変わらないと思うけれど」と客観的に大人が思ってしまう事例がある中で、周りの大人たちへ意見を言ったら願いが叶って形が変わったという成功体験を積み重ねることも必要であると思いました。

もう一つは、言ったけれど思った通りにならなかったという、世の中社会にできれば思い通りにならないことの方が多い訳で、そういうところでの思い通りになかったところに対しての学びもそのあとどうするのかというのも児相の担当者も必死に考えながら一件一件処理をしている現状がありまして、やはり、年間で弁護士につながまでの相談が150件ほどありますが、やはり納得がいく、いけないというところの難しさがあります。またお子さんの置かれている家庭環境についても様々あり、本当に子どもたちだけが悪いわけではなくそういう環境の中でまっすぐ育てという方が難しいよね、という子どもたちの置かれている環境を日々戦いながら学ばせていただいている毎日で、明るい笑顔を見られるのが私たちの喜びというところです。どうしたら一人ひとりの心が軽くなるのだろうかということを挑戦しながら日々活動しています。

- 保護者からの考えですけれども、「イベントやります」というとき、「プレゼントを渡す」ときに、大体お母さんお父さんは「子どもはこういうプレゼントが喜ぶから」ということがよく見受けられると思いますが、大人から子どもに対するベクトルではなく、子どもから大人に向けるベクトルに向ける評価というのはとても大切だと思っています。子どもはこう思ってると考え決めてしまうけれど、実際は違うということは多々あることで、特に、今回の子ども会議の資料をみていると子どもが大人に対して「こういうことをしたい」ということに対して、大人が「こういうもんだよ」と口で言うのは簡単ですけれども、それを真剣に受け止めて、できることはできるということは、とても子ども自身の権利に対する意識にプラスになるのかと思います。できれば、こういう積極的に出てくれる子は権利意識が非常に高いと思いますが、積極的に出られない子どもの参加も増やすことによって、子どもが自分自身のアイデンティティを持っているという意識を持てば、もっともっと積極的にコミュニケーションが取れるのではないのかと思います。

- 先ほど資料の中でもアウトリーチという言葉がありましたが、三人でまわっているなかで、声を出せない子、一般の大人でもなかなか声を出せない SOS を出せない人がいる中で、どうやってアウトリーチを広げて声を出せない子を助けてあげるのかと思っていました。今回、子どもの権利を知ること、声をあげやすい環境を今後作っていける、今後ブラッシュアップしていけるという話なのでもっと声が届くような環境作りに関与していければと思いました。
- 昨年も色々勉強させていただく中で、小さい時からの教育が大事だという話は何回もでてきているかと思います。私たちが小さい頃は、子どもの権利を学校で教えてもらっていないと思います。そうすると、今お子さんを育てている親御さんが知っているかとなると、それも疑問符があるわけで、豊島区が今これだけ子どもの権利について皆さんに色々なことをPRしていますが、お子さんももちろんそれをわかっている、なおかつ育てている親御さんも、見守っているおじいさんおばあさんもわかっている、みんなが分かっている社会というのが大事だと思います。

それ以外にも私はパラスポーツをやっていて、パラスポーツに出ている選手との関わりがあります。やはり私たちの価値観とは違う価値観の中、今まで生きてらしているので、歩み寄らないとそれがわからないんですね。でもそれが「みんなわかるでしょ」という社会がくるまでには、まだ何年かの時間とみなさんの理解が必要になると思います。豊島区は、子どもの権利についてかなり早い時期から始まっているというお話いただいておりますが、今後これを続けていくことが非常に大事ななとしみじみ実感しています。

会議の結果

議事（３）第５期豊島区子どもの権利委員会の取組について及び
議事（４）子ども・若者関係審議会の見直しについて、原案どおり承認。

提出された資料等	次第 資料 1 委員名簿 資料 2 諮問書（写） 資料 3 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて 資料 4 子どもの権利に関連する区の実践について 資料 5 第 5 期豊島区子どもの権利委員会の取組について（案） 資料 6 声を届けあい ともにつくるためのアイデアブック（暫定版）～子ども・若者の意見表明と参加を進めるための実践ガイド～ 資料 7 子ども・若者関係審議会の見直しについて（案） 資料 8－1 第 6 回「としま子ども会議」実施報告書 資料 8－2 令和 8 年度「としま子ども会議」実施概要 参考資料 1 豊島区子どもの権利に関する条例一般用パンフレット 参考資料 2 豊島区子どもの権利に関する条例マンガ版パンフレット 参考資料 3 豊島区子どもの権利に関する条例学習用パンフレット 参考資料 4 豊島区子どもの権利に関する条例マンガ版パンフレット外国語版 参考資料 5 「としま子どもの権利相談室」周知用リーフレット 参考資料 6 「としま子どもの権利相談室」周知用カード 参考資料 7 ふくろう相談室～としま子どもの権利相談室～令和 6 年度活動報告書
そ の 他	1 次回日程について 第 2 回子どもの権利委員会は、令和 8 年 10 月 1 日（木）の 15 時より開催予定。 2 事務局連絡事項 本日の議事に御意見等がある場合には、7 月 31 日（金）までに事務局宛て提出。